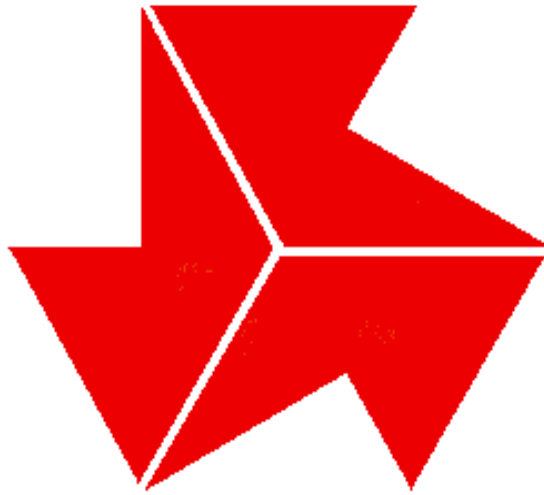


平成29年度 熊本県高等学校 ヨット競技大会新人戦大会

実施要項および帆走指示書

期間 平成29年10月14日（土）～10月15日（日）

場所 宇土マリーナ



2017

主催 熊本県高等学校体育連盟
熊本県教育委員会
後援 宇土市
宇土市教育委員会
主管 熊本県高等学校体育連盟ヨット競技専門部
熊本県セーリング連盟

大会名 平成29年度熊本県高等学校ヨット競技大会新人戦大会
 主催 熊本県高等学校体育連盟・熊本県教育委員会
 後援 宇土市・宇土市教育委員会
 主管 熊本県高等学校体育連盟ヨット専門部・熊本県セーリング連盟
 期日

- (1) 開会式 平成29年10月14日(土) 10:00
 (2) 競技 平成29年10月14日(土)～10月15日(日)
 (3) 閉会式 10月15日(日) 15:40

開 会 式 次 第
開 会
専門部長挨拶
選手宣誓
閉 会
帆走指示書説明

閉 会 式 次 第
開 会
成績発表
表 彰
専門部長挨拶
講 評
閉 会

競技日程

10月14日(土)	9:00～10:00 受 付 10:00～10:30 開 会 式 10:30～11:00 帆走指示書説明 13:30 第1レーススタート予告信号予定時刻 引き続き 第2・第3レース
10月15日(日)	9:30 第4レーススタート予告信号予定時刻 引き続き 第5・第6レース 15:40 閉 会 式

(注) 天候その他の事情により、大会日程の時刻を変更することがある。男女同時スタートとする。
 15日(日)最終日、13:00以降の予告信号は発せられない。

会 場 宇土マリーナ (宇土市下網田町) TEL (0964) 58-4500

大会役員

会 長 赤星 隆弘 (熊本県高等学校体育連盟会長)
 副会長 福田 朋昭 (熊本県高等学校体育連盟ヨット競技専門部長)
 大会委員長 鳴瀬 幸裕 (熊本県高等学校体育連盟理事長)
 副委員長 長尾 圭祐 (熊本県高等学校体育連盟ヨット専門委員長)
 委 員 國武 弘明 (熊本県高等学校体育連盟ヨット専門副委員長)

競技役員

プロテスト委員 ○本田 肇 山川 満清 西牟田 康博
 レース委員長 ○長尾 圭祐
 レース副委員長 ○國武 弘明
 総務部 ○中野 真澄 國武 弘明 久保 一孝
 発着水路部 ○前田 光治 岡本 哲生 中本竜太郎
 須藤 哲朗 國武 弘明 吉田 美奈留
 救助部 ○村上 裕一 嶋津 崇仁 山内 大輝
 通報部 ○錦見真理子 今西 智雄
 記録部 ○長尾 圭祐 國武 弘明
 計測部 ○中本竜太郎 大戸 貴史
 補助役員 ○熊本大学ヨット部 宇土高校ヨット部OB

参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在学する生徒であること。
- (2) 選手は、県高等学校体育連盟に加盟している生徒であって、平成29年度日本セーリング連盟会員登録を完了した者であること。
- (3) 年齢は、平成11年4月2日以降に生まれたものとする。ただし、出場回数は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
- (4) 出場校のチーム編成において、全日制課程・定時制課程・通信制課の生徒による混成は認めない。
- (5) 複数合同チームによる参加
 - ア 再編・統合の対象となる学校について認める。
 - イ 少子化に伴う部員不足による複数校合同チームの大会参加は、別途に定める「複数校合同チームの大会参加規程」に従う。
- (6) 転校後6ヶ月未満の者は参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる。)ただし、一家転住等のやむを得ない事由による場合は、専門部で調査し、県高等学校体育連盟会長に諮る。
- (7) 参加選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の学校長の承認を必要とする。
- (8) その他の事項については、全国高等学校体育連盟規定、九州高等学校体育連盟規定の参加資格に準じる。
- (9) 参加資格の特例
 - ア 上記(1)に定める生徒以外で、(2)～(6)の大会参加資格を満たし、かつ県高体連が承認した生徒を、「大会参加資格の別途に定める規定」に従い、大会参加を認める。
 - イ 上記(3)ただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在学する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。
 - ウ 学年の区分を設けてある課程に在学する生徒の出場は、3学年までの年齢19歳未満の者に限る。(同一学年の参加は同一競技、1回限り)

参加申込

- (1) 申込期限 平成29年10月6日(金)
- (2) 申込先 〒869-0454
熊本県宇土市古城町63
熊本県立宇土高等学校 長尾 圭祐 宛
TEL 0964-22-0043 FAX 0964-22-4753
- (3) 申込方法 別紙申込書により申し込むこと。

参加料

- (1) 1人 500円
- (2) 納入方法
 - ア 参加申込と同時に最寄りの郵便局払込用紙を用いて下記口座に払い込むこと
 - イ 払込先

口座番号	17180-20357231
加入者名	熊本県高体連ヨット専門部

帆 走 指 示 書

1. 適用規則

- 1.1 本大会は2013～2016年セーリング競技規則（以下「規則」と称す）に定義された「規則」を適用する。
- 1.2 規則42違反に対し、規則 付則Pを適用する。
- 1.3 国際FJクラス規則については、2004年度版を適用する。但し、クラス規則C. 5.1 (b) (1)については、以下を適用する。『電子の計時装置と電子のコンパスは許される。但し、データを相互に関連づけるどのような機能も持ってはならない。』
- 1.4 シーホッパー級SRについては、2009年4月改訂版を適用する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、艇庫前に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の8時までに公式掲示板に掲示される。ただし、レースの日程の変更は、それが発効する前日の17時00分までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発せられる信号は、陸上の艇庫前のスロープ西側に掲げられる。
- 4.2 D旗が音響信号1声とともに掲揚された場合、「出艇を許可する」ことを意味する。
- 4.3 予告信号はD旗掲揚後30分以降に発せられる。
- 4.4 D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみ当該信号が適用される。

5. レース日程（スタート予告信号予定時刻）

- 5.1 レースは男女とも7レースを予定する。
- 5.2 レース日程はおよびスタート予告信号時刻は次の通りとする。

	420・FJ スタート予告信号時刻		シングルハンダースタート予告信号時刻	
10月14日(土)	13:30	第1レーススタート 予告信号予定時刻 引き続き第2・第3 レース	13:30	第1レーススタート 予告信号予定時刻 引き続き第2・第3 レース
10月15日(日)	9:30	第4レーススタート 予告信号予定時刻 引き続き 第5・ 第6レース	9:30	第4レーススタート 予告信号予定時刻 引き続き 第5・ 第6レース

- 5.3 スタートは、男女のFJを同時スタートとする。引き続き5分後に、シーホッパー級SRを男女同時にスタートする。
- 5.4 レース委員会は1日最大5レースを実施することができる。
- 5.5 レースが海上にて引き続き行われる場合は、フィニッシュ・ラインに位置するレース・コミッティ・ボートにF旗が掲揚され、降下1分後に予告信号が発せられる。
- 5.6 引き続き次のレースが実施されない場合は、フィニッシュ・ラインに位置するレース・コミッティ・ボートにAP・H旗またはAP・A旗が掲揚される。
10月14日(土)は、16:00を越えて予告信号が発せられることはない。15日(日)大会最終日は、13:00を越えて予告信号が発せられることはない。

6. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

種 目	クラス旗
男子FJ級	FJ旗（白地に青文字色）
男子420級	FJ旗（白地に青文字色）
男子シングルハンダー級	SR旗（白地に赤文字色）

7. レース・エリア及びスタート・エリア（またはフィニッシュ・エリア）

- 7.1 別添図Aに大まかなレース・エリアを示す。
- 7.2 スタート・エリア（またはフィニッシュ・エリア）は、スタート・ライン（またはフィニッシュ・

ライン) の風上側・風下側にそれぞれ50m、スタート・エリア (またはフィニッシュ・エリア) のポート及びスターボードの端から外側へそれぞれ50mの四角で囲まれたエリアと定義する。

8. コース

- 8.1 別添図Bは、各レグ間のおおよその距離及び角度、通過すべきマークの順序及び各マークの通過する側を含むコースを示す。
- 8.2 マーク3からマーク1へのおおよそのコンパス方位を、予告信号以前に本部船に掲示される。

9. マーク

- 9.1 マーク1、2及び3は、オレンジ色の円筒形ブイである。
- 9.2 指示11 (コースの次のレグの変更) に規定する新しいマークは、白色の円筒形のブイとする。
- 9.3 スタート・マークはスターボードの端にいる本部船と、ポート端にある。オレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.4 フィニッシュ・マークは本部船とポート端の黄色円筒形のブイとする。

10. スタート

- 10.1 レースは、規則26に基づき以下の方式で行う。なお、予告信号の5分前に注意信号 (音響信号2声とともに掲揚するF旗) を発する場合がある。この場合F旗は予告信号の1分前に音響信号1声とともに降下される。

信号	視覚信号	音響信号	スタートまでの時間
予告	クラス旗掲揚	1声	5分
準備	P旗・U旗・I旗・Z旗・B旗の掲揚	1声	4分
1分	P旗・U旗・I旗・Z旗・B旗の降下	長音1声	1分
スタート	クラス旗降下	1声	0

- 10.2 スタート・ラインは、オレンジ色の円筒形ブイと本部船でオレンジ色の旗を掲げているポール又はマストの間とする。
- 10.3 スタート信号後4分以降にスタートする艇は、“DNS”として記録される。これは、付則A4を変更している。
- 10.4 スタート信号前の2分間に、船体、乗員、または装備のいずれかがスタート・ラインのコース・サイドにある場合には、レース委員会はV旗を掲揚する。すべての艇が完全にプレ・スタート・サイドにあるまで、V旗は掲揚される。ただし、スタート信号後は掲揚されない。
- 10.5 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示された規則30.3「黒色旗規則」に違反した艇のセール番号は、次の予告信号前に、本部船の後部掲示板に掲示される。

11. コースの次のレグの変更

次のマークの位置の変更は、規則33に基づき行われる。レース委員会は、新しいマークを設置し、(又は、フィニッシュ・ラインを移動し) 実行できれば直ちに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、本部船のオレンジ旗を掲揚しているマストまたはポールとポート端のフィニッシュ・マークの間とする。

13. 回転報告

- 13.1 規則42違反に対し付則Pを適用する。
- 13.2 規則31.2または44.1に基づき回転ペナルティーを履行した艇は、抗議締切時間内にプロテスト委員会に回転報告書を提出しなければならない。

14. タイムリミット

- 14.1 先頭艇のタイムリミットを、ダブルハンダーで70分、シングルハンダーで50分とする。
- 14.2 タイム・アローアンス
先頭艇がタイムリミット内にフィニッシュした場合は、先頭艇フィニッシュ時刻の20分後にレース

は終了する。20分以内フィニッシュしなかった艇は、“DNF”として記録される。これは、規則35及び付則A4を変更している。

- 14.3 14.1及び14.2でいう先頭艇は、スタート時に“OCS”及び“BFD”として記録された艇以外の艇で、コースを帆走して最初にフィニッシュした艇とする。

15. 抗議と救済の要求

- 15.1 レース・エリアで関与したか、または目撃したケースに関して抗議しようとする艇は、そのレースのフィニッシュ後、直ちにフィニッシュ・ライン付近に位置するレース・コミッティー・ボートに抗議の意志を口頭で伝えなければならない。これは、RRS61.1を変更している。艇が伝えることが不可能な状況にある場合は、この限りではない。
- 15.2 抗議書はプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議は抗議締切時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。抗議締切時間は公式掲示板に掲示する。
- 15.3 抗議締切時間は、その日の当該クラスの最終レース終了後60分とする。同じ抗議締切時間を救済の要求にも適用する。
- 15.4 抗議の公示
レース委員会又はプロテスト委員会からの抗議を規則61.1(b)に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は“抗議の公示”を掲示する。
- 15.5 抗議の通告
審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は証人として指名されたものを競技者に知らせるため“抗議の通告”を抗議締切時刻後30分以内に掲示する。
- 15.6 審問の順序及び待機場所
(a) 審問は基本的に抗議受付順に行う。
(b) 当事者は、プロテスト委員会事務局前に待機していなければならない。
- 15.7 指示13.1に基づき規則42違反を認めたか、またはプロテスト委員会により失格とされた艇のリストは、抗議締切時間前に公式掲示板に掲示される。
- 15.8 指示の13.2、17.2、18、20の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合は、失格より軽減することができる。
- 15.9 大会最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
(a) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合は、抗議締切時間内。
(b) 再開を要求している当事者がその当日に判決を通告された後20分以内。
この項は、規則66を変更している。

16 得点

- 16.1 付則A4の「低得点方式」を適用する。
本大会は、1レースの完了をもって成立する。
- 16.2 失格(DSQ、DNE)、または規則30.3に基づき失格(BFD)とされた艇の得点は、「参加艇数+3点」とする。これは付則A4.2を変更している。
- 16.3 指示17.2の出艇・帰着申告違反艇はレース委員会により“PTP”として記録さら、確定順位に3を加えた得点が審問なしにペナルティーとして与えられる。ただし、“DNF”より悪い得点が与えることはない。この項は、付則A5を変更している。
- 16.4 出艇申告違反の場合は直後に行われたレース、帰着申告違反の場合は直前に行われたレース、出艇帰着ともに申告しなかった場合はその間に行われた全てのレースに対してペナルティーが与えられる。
- 16.5 その艇が“PTP”で、尚且つ“ZFP”でもある場合、“ZPT”として記録される。
- 16.6 ソロ競技における艇の得点は、4レース完了の場合は、全てのレースの得点の合計とし、5レース以上が完了した場合は、その艇の最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。
- 16.7 学校対抗順位は、FJ級と420級の上位艇とシングルハンダー級の最上位艇の競技得点の合計で競い、得点が低い学校を上位とする。ただし、全ての種目には参加していない場合は、「エントリ

一していない種目のDNCの得点×完了レース数（5レース以上完了の場合は－1レース分」の得点を与える。

17. 安全規定

- 17.1 出走届は、レース初日の出艇申告時に通報部へ提出しなければならない。その後、乗員の変更がある場合は、その都度新たに出走届を出艇前に通報部へ提出しなければならない。引き続きのレースで海上で乗員が交替する場合は、本部船に口頭でその旨を伝え、帰着時に出走届を提出しなければならない。
- 17.2 出艇及び帰着申告は艇長のサイン方式を用いる。艇長は所定の“出艇・帰着申告書”に自ら署名することにより申告を完了させなければならない。
- 17.3 出艇申告は、スタート予告信号予定時刻の60分前から受付ける。出艇申告は遅くとも出艇前には完了させなければならない。引き続きレースが予定されている場合は、そのレースも併せて申告しなければならない。
- 17.4 帰着申告は、帰着後速やかに行わなければならない。その日の最終レース終了後に帰着申告する場合は、遅くとも抗議締切時刻までに完了しなければならない。
- 17.5 レースをリタイアする艇は、速やかにレース海面を離れ、リタイアの意志を近くのレース・コミッティー・ボートに伝えなくてはならない。また、リタイアした艇の艇長は、帰着申告を行った上、レース委員会で入手できる所定の“リタイア報告書”に記入署名し提出しなければならない。
- 17.6 各艇の乗員は、離岸から着岸まで、有効な浮力を有するライフジャケットを着用しなければならない。
- 17.7 レース艇が自から救助を求める場合は、救助する船に対して、片手を高く上げて合図を送ること。
- 17.8 レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的に救助活動を行うことがある。
- 17.9 参加艇は、レース中、長さ20m以上（直径6mm以上）の曳航ロープを搭載しなければならない。また、レース委員会は、アンカー及びアンカーロープの搭載を指示することがある。

18. 装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承諾なしでは許可されない。交換の要請は、最初の適当な機会にレース委員会に行わなければならない。

19. 運営艇

運営艇の標識は、次の通りとする。

レース・コミッティー・ボート	白色旗
プロテスト・コミッティー・ボート	ピンク色旗

20. 無線通信

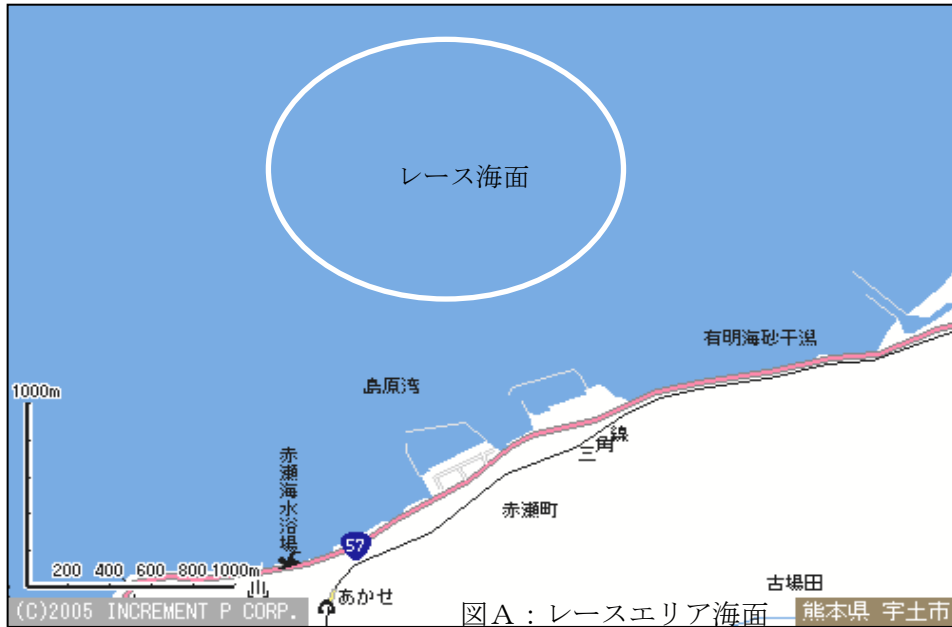
艇は、海上において無線通信を行ってはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。

21. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクで大会に参加している。規則4「レースすることの決定」参照。主催団体は、大会前、大会中または大会後と関連して受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を否認する。

22. 賞

実施要項のとおり、各種目別に賞を与える。



■ レース・コース

420級, FJ級

スタートライン→マーク1→マーク4→マーク1→マーク2→マーク3→フィニッシュ

シングルハンダー級

スタートライン→マーク1→マーク2→マーク3→フィニッシュ

